

○議長（橋本智洋君） 次は、質問順位 2 番、1、ヤングケアラーの実態と支援について。

以上 1 件について、4 番 渡邊照志君。

〔4 番 渡邊照志君登壇〕

○4 番（渡邊照志君） 4 番、清新会の渡邊です。

議長の通告に従い、順次趣旨質問をさせていただきます。

皆様はヤングケアラーという言葉をお存じでしょうか。6 月 7 日の伊豆新聞において、私の一般質問の括弧書きには、ヤングケアラーとは、障害者のある家族を介護する未成年者と記載されていましたが、この表現は 1 つに偏っているため、訂正いただくことを伊豆新聞の担当記者に伝え、了解していただきました。改めて、ヤングケアラーとは、家族にケアをする人がいるために家事や家族の世話をしている 18 歳未満の子どものことです。

私がこのヤングケアラーについて調べようとした訳は、毎日新聞紙上において、家族の世話は当然だと考えて、子どもの負担の重さに気づいてない大人が多いという記事を目にしたからです。

ヤングケアラーに対し、厚生労働省、文部科学省が令和 3 年 3 月 17 日に支援に関わる取組についてプロジェクトチームを立ち上げ、4 月 12 日、実態に関わる調査研究の取りまとめ、支援に向けた主な論点、課題の整理などの報告。4 月 26 日、当事者、支援者からのヒアリング、そして 5 月 17 日、取りまとめの報告がなされました。

家族の介護、世話をする子ども、ヤングケアラーをめぐり、政府は全国の教育現場に対し、昨年 12 月から今年 1 月にかけて、公立の中学校 1,000 校と全日制の高校 350 校を抽出して、その中の 2 年生にインターネットでアンケートを行い、合わせておよそ 1 万 3,000 人の生徒から回答を得ました。

ヤングケアラーの毎日新聞のアンケートの結果は、お配りした資料のこの 1 を御覧ください。中学校 2 年生の 5.7%、約 17 人に 1 人、全日高校 2 年生の 4.1%、これは約 24 人に 1 人が介護、世話をしている家族がいると回答し、誰にも相談できず孤立しがちな実態や、健康、学業への悪影響も裏づけられたとしました。

ケアをする対象の家族は、きょうだいと答えた人が中学 2 年生では 61.8%、高 2 では 44.3%。次に、父母が中学 2 年では 23.5%、高 2 で 29.6%。祖父母が中 2 では 14.7%、高 2、22.5%となっております。その理由は、きょうだいが幼いこと、父母は共働きや心身障害、祖父母は高齢や要介護状態などが多いとし、家族の世話をする頻度は、ほぼ毎日が中 2 では 45.1%、高 2 では 47.6%。週 3 から 5 日間が中 2 では 17.9%、高 2 で 16.9%。週 1 から 2 日

が中・高とも大体10%台ということでした。

ケアの内容は、食事や掃除、洗濯などの家事、きょうだいの保育園などの送迎、障害や精神疾患のある家族のサポート、入浴・トイレの介助など、多岐にわたると言います。

家族のケアのため、できていないことについては、自分の時間が取れない、中2で20.1%、高2で16.6%。勉強の時間が取れない、中2、16%、高2、13%。友人と遊べないが中2、8.5%、高2、11.4%。睡眠が十分に取れないが、中2、8.5%、高2、11.1%。

この結果、精神的な問題、進路変更の影響も出たとあります。誰にも相談したことのない生徒は60%を超え、公的な福祉窓口の利用は少なく、また、こうした生徒の存在を把握する上で必要な支援につなげられるよう福祉部門と学校の連携を強めていただきたいんですが、学校教育現場では、生徒の多くは家庭の困り事のサインを一切出さない。また、遅刻、授業中の居眠り、クラブ活動の早退など、気になる点は多少見えても、その要因が果たしてケアによるものかどうかは家庭の事情などもあり、本人に問うことは難しいと言います。生徒本人も自分から友達に相談することもほとんどなく、中にはケアすることが日常の当たり前と考える生徒も多いと言います。

厚生労働省、文部科学省の共同プロジェクトチームは、この報告と同時に具体的な支援策として、1、自治体による独自の実態調査を推進。2、介護、福祉、医療、教育などの各分野の専門職に研修を実施。各機関連携の支援マニュアルを策定。3、SNSなどを活用した相談体制の整備。4、幼いきょうだいのケアを担う子どもがいる家庭への家事や子育て支援の制度を検討を挙げました。

中学校、高校側が、ヤングケアラーという言葉を知らない。言葉は聞いたことはあるが具体的には知らないは約40%を占め、逆に、学校として意識して対応はしているという回答は、中学で20.2%、高校は9.6%にとどまっている現状でございます。

このことを含め、2022年から2024年度をヤングケアラー認知向上の集中取組期間とし、現在20%に満たない中高校生の認知度を50%に上げることを発表しました。

改めて、なぜ今このヤングケアラーが問題になっているかといいますと、今は平均世帯人数は減り続け、2.4人となっています。高齢化や核家族化が進み、独り親の家庭や共働きの家庭も増えました。大人が家庭にかけられる時間が限られている中、ケアの負担のしわ寄せが子どもに来ることがあるので支援する必要性が出てきたと言います。

介護保険や障害福祉の制度がありますが、ケアをされる側もする側も使えるサービスを十分に知らないケースもあります。

中2、高2に特記してきましたが、小学生のケアラーも多く存在します。支援策では小学生のケアラーもカバーできる内容ですが、幼い年齢でも家族のケアを担っている子どもはいて、学業や友人関係に影響していますと言います。実態を把握し、影響が深刻になる前から早期に支援をする必要も認識すべきと指摘しています。

ヤングケアラーの問題と求められる支援について、実態が把握できなかった要因は2つあります。1つは、家庭内のことで見えにくい。子どもたちの多くは、幼い頃から家族の介護やケアをしているため、こうした生活が当たり前だと受け止めていることです。自分たちの生活を他の家庭と比較することができないため、本来、子どもが担うことではないと認識できず、苦しくてもSOSが出せない、高校生ぐらいになって初めて、当たり前ではないということに気づくケースが多いと言います。

2つ目は、SOSを出す相談先がない。学校は学業のこと、支援者は介護やケアの対象者、子どもたちの家族についての相談を受けることはできるが、ヤングケアラーという視点がないため、家族の介護やケアをする子どもの悩みまで積極的に相談に乗ったり、生活の実態に踏み込んだりすることができなかったと言います。

ここでお尋ねします。

6月には政府の方針として、経済財政運営の指針「骨太の方針」に支援策を反映させる見通しとあり、今後様々な対応が必要となってくると思いますが、学校教育課、福祉事務所においてはヤングケアラーをどのように把握し、どのように支援されているかお伺いします。

以上で質問を終わります。

○議長（橋本智洋君） では、当局の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（佐々木文夫君） 私からはヤングケアラーの実態と支援の中の、学校、福祉事務所でどのように把握して、どのように対応しているかという御質問に対して、現状について私からお話をさせていただきたいと思います。

障害や病気のある家庭、年下のきょうだいの介護や世話をしているヤングケアラーの問題は、近年、社会問題として浮上し、下田市の教育現場としても、今後実態把握と支援を進めていくべき課題として捉えております。

教育委員会としては、まずその実態を把握するための方策として、現在も行っておるわけですが、児童生徒の心の悩みや不登校、虐待を含め、家族の問題など、気になる子どもたちや家庭に対する必要な支援をしてまいります。この問題につきましては、当然、福祉事務所

等との連携が不可欠ですので、把握したヤングケアラーについて、情報を福祉関係機関につなぎ、適切な支援を受けることができるよう努めてまいります。

具体的な内容につきましては、この後、学校教育課長より答弁を申し上げます。

私からは以上です。

○議長（橋本智洋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（糸賀 浩君） 私からは、具体的な取組につきまして御説明をさせていただきます。

学校現場には、県から福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーが配置され、本市の場合、1名のスクールソーシャルワーカーが年間を通じて市内全小中学校を訪問、支援しております。障害や病気のある家族の介護や世話といった問題は、児童生徒が抱え込み、1人で悩んでいる可能性もあることから、まずは教職員に対してヤングケアラーの問題についての確な理解を進めるとともに、今後、ヤングケアラーに焦点を当てたアンケートの実施、児童生徒自身が悩んだり困ったりしてときの相談体制整備など、取組を進めていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（橋本智洋君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（斎藤伸彦君） 福祉事務所から、ヤングケアラーの把握と支援について答弁させていただきます。

下田市福祉事務所においても、ヤングケアラーという問題について今後取り組むこととし、教育委員会や福祉サービス機関や民生委員児童委員などと情報交換を通じて現状把握に努めるとともに、その情報を基に必要な支援に結びつけるということをしていきたいと思っています。

また、ヤングケアラーという言葉の認知度を上げていくための情報発信についても、福祉、介護、学校部局等で検討してまいります。

以上でございます。

○議長（橋本智洋君） 4番 渡邊照志君。

○4番（渡邊照志君） 御回答、ありがとうございました。

教育長の答弁の中に、ヤングケアラーの問題を教育委員会としても今後実態把握の支援を進めていくべきと捉えていただき、誠にありがとうございます。

福祉事務所においてもヤングケアラーの現状の把握、また言葉の認知度を上げていくため、

障害、福祉、介護、学校部局などと一緒に検討していきたいという答弁をいただきました。
ありがとうございます。

そこで、学校教育課の回答について3つほど再質問をさせていただきます。

1、児童生徒の心の悩みや不登校に対するなど、気になる子どもや家庭を丁寧に把握し、支援するよう努めていきたいとの回答をいただきましたが、支援者はヤングケアラーと認識しての対応であるのか、お伺いします。

また、県よりスクールソーシャルワーカーが下田に1名配置されて、年間を通じて、市内全小中学校を訪問、支援をしていると御答弁をいただきましたが、その中には様々な問題がある中、果たしてヤングケアラー問題まで注意が行き届いているのか疑問です。やはり生徒に一番近い立場の先生方にヤングケアラーについて改めて周知をしていただき、より一層、注意して接していただけるようお願いしたいと思います。

2番目の質問は、ヤングケアラーに焦点を当てたアンケートの内容ですが、ヤングケアラーの中には、自分がその立場にあることを意識できていない生徒が多数いることから、裏づけるためにどのような内容、または方法で実施するのか、お伺いします。

3、先日、松木市長が庁内へ実施した意見箱ですか、そういうものは市民から受けるために設置したという情報が来ましたが、様々な悩みを投稿していただき、各学校にもそれを配置して、回答も速やかに出していただければ生徒にとって参考になると思いますがいかがでしょうか。この3点をお伺いいたします。

以上です。

○議長（橋本智洋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（糸賀 浩君） ただいまの御質問についてお答えをさせていただきます。

まず現在、ヤングケアラーとしての認識、把握しての支援という部分でございますが、現状ではヤングケアラーという視点を持った把握、支援は十分にできていないというふうに考えております。このため、学校の教職員がヤングケアラーの特性を踏まえて、児童生徒や保護者と接することで家庭における子どもの状況に気づいて、関係機関と情報を共有する等の取組が早期発見、把握につながるというふうに考えております。このことから、まずヤングケアラーの概念等について教職員の理解の促進に努めていきたいというふうに考えております。

それから、2番目のアンケートの内容と実施方法についてでございます。現時点でアンケートの具体的な内容や実施方法についてはまだ決まっておりません。今後、全国の実態調査

で用いられた調査票や他市の調査項目などを参考に、子どもたちが分かりやすく回答しやすい調査方法を検討していきたいというふうに考えております。

それから、意見箱についての御提案でございます。学校では定期的を実施しております学校生活アンケートの中に、悩みや困っていることを記入していただく欄を設けて把握に努めております。議員御提案いただいた意見箱を設置することも、児童生徒の悩み事を把握するための方法の1つとして考えられます。児童生徒の不安な思いや悩みを適切に把握して支援につなげていけるよう、学校と連携して相談体制の整備に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本智洋君） 4番 渡邊照志君。

○4番（渡邊照志君） 様々な御答弁をありがとうございました。

ただ、このヤングケアラーの認識というのは大変難しく、両親共働き、独り親や単身赴任のため子どもに負担がかかる。また、障害を持った母親が自分が原因で子どもに負担をかけている。そういうことが心苦しく思っている。いろいろ理解しているが、子どもに頼るしかない。そういう、こういうことが原因でヤングケアラーと言われることが親にとっても子どもにとっても決して喜ばしいこととは思いません。非常に難しい問題ですが、ヤングケアラーと子どもが認識するとき、助けてほしいと思ったことについては、先ほどの資料の裏側のところにナンバーとして表が載ってますので、それを御覧ください。この形の裏側ですね、この格好になりますけど。

ヤングケアラーとして家族に明確な障害や持病、疾病がなくても、きょうだいのケアで大きな負担を感じてる子どももいます。専門家の意見を踏まえ、政府は支援策を考えていく方針ですが、先ほど佐々木教育長、学校教育課長、福祉事務所長の答弁もあったように、教育委員会、福祉事務所をはじめ、庁内関係部署が協力していただき、少しでも子どもの負担が軽減するようお願いして、一般質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

○議長（橋本智洋君） これをもって、4番 渡邊照志君の一般質問を終わります。